

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 報告第 1 号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った清掃手数料請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、訴えの提起を平成 27 年 9 月 18 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

- 1 被告 住所 * * * * *
- 氏名 * * * * * (債務者)
- 2 請求額 68,300 円
- 3 支払督促申立日 平成 27 年 8 月 5 日 (※)
- 4 督促異議の申立日 平成 27 年 9 月 14 日
- 5 訴えの提起の専決処分の日 平成 27 年 9 月 18 日

※注 民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。